

定 款

ピー・シー・エー株式会社

東京都千代田区富士見一丁目2番21号

昭和55年	7月14日作成
昭和55年	8月1日会社設立
平成2年	3月10日改正
平成3年	6月28日改正
平成3年11月25日改	正
平成4年	6月8日改正
平成6年	6月29日改正
平成7年	6月29日改正
平成9年	6月26日改正
平成11年	6月25日改正
平成12年	6月28日改正
平成13年	7月25日改正
平成13年10月29日改	正
平成14年	6月26日改正
平成15年	3月24日改正
平成17年	6月24日改正
平成18年	6月23日改正
平成21年	6月25日改正
平成25年	5月27日改正
平成29年	6月23日改正
令和元年	6月21日改正
令和3年10月1日改	正
令和4年6月22日	最終改正

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、ピー・シー・エー株式会社と称し、英文ではPCA CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① コンピュータソフトウェアの開発、販売および保守サービス
- ② クラウドサービスの提供
- ③ コンピュータおよびコンピュータ関連機器の販売および保守サービス
- ④ コンピュータおよびコンピュータ関連機器関連品の販売
- ⑤ 電子決済等代行業に係る業務
- ⑥ 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、71,085,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使す

ることができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し議長となる。

ただし、取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使する

ことができる。この場合には、総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会で選任する。

(取締役の選任)

第19条 取締役の選任決議については、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、
取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。

(監査役の選任)

第28条 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第31条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第34条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、ならびに監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役、および会計監査人との間に、法令に定める要件に該当する場合には当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。

ただし、その損害限度額は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役についてでは法令が定める金額を限度とし、

会計監査人については、5,800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当)

第36条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当として剩余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当として剩余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過していてもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。